

WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業 （個別最適な学習環境の構築のための委託事業） 公募要領

令和 6 年 1 月 3 1 日
初等中等教育局長決定

1. 事業名

WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業
（個別最適な学習環境の構築のための委託事業）

2. 事業の趣旨

WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業（以下「WWL 事業」という。）では、これまで各カリキュラム開発拠点校において、Society5.0 をリードし、SDGs の達成を牽引するイノベーティブなグローバル人材育成を目指して、国内外の高校や大学と連携したネットワーク（AL ネットワーク）を構築し、文理横断的な高度かつ多様な科目等の学習プログラムを開発してきた。また、WWL 事業以外においても、高等学校及び中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」という。）において先進的な学習プログラムを開発、実践してきている。

今後、「Society 5.0 に向けた人材育成」大臣懇談会報告書（平成 30 年 6 月 5 日）において提言されている、AP（アドバンスト・プレイスメント）も含む高度かつ多様な内容を個人の興味・特性等に応じて履修可能とする学習プログラム/コースの実現及び高校生 6 万人あたり 1 か所を目安とした各都道府県における高等学校等の拠点校の整備のための高度な学びを提供する WWL コンソーシアムの構築に向けて、これまでの WWL 事業等により開発した学習プログラムを共有できる環境の構築が不可欠である。そのため、高度な学びを希望する高校生がオンラインで学習できるように、WWL 事業をはじめ、様々な学校において開発・実践している文理横断的な高度かつ多様な科目等の学習プログラムについて、自校のみならず、自校以外の学校に在籍する高校生に対しても提供可能となる仕組みの開発を推進する。

3. 事業の内容

イノベーティブなグローバル人材育成に資する文理横断的な高度な学びを提供するカリキュラムによる授業や学校によっては開設されていない教科科目など多様な科目等の学習プログラムについて、自校のみならず、自校以外の高校生に対しても提供することができるように、以下のいずれかの方法による環境整備を行うとともに、それを活用した研究を実施する。なお、以下のいずれかの方法を複合的に組み合わせて実施することも可能とする。

（1）調査研究の方法

- ① Edtech などのシステムにおいて活用可能なデジタルコンテンツを作成し、オンデマンド配信による学習機会の創出
- ② 連携している高等学校等との同時双方向型の合同授業の配信校としてのオンライン学習システムを開発し、オンライン授業による学習機会の創出

(一人一台端末、デジタル教科書の活用を含む)

- ③ 大学と連携した大学教育の先取り履修に資する EdTech 等を活用したコンテンツを作成し、当該コンテンツによる学びの提供

(2) 各調査研究の方法における個別最適な学習環境の整備内容

上記、(1) 調査研究の方法①～③それぞれにおいて、以下のとおり最適な学習環境の整備を行うこととする。

① Edtech などのシステムにおいて活用可能なデジタルコンテンツを作成し、オンデマンド配信による学習機会の創出

文理横断的な高度な学びを提供するカリキュラムを開発し、すでに自校内において実践している高等学校等（以下「提供校」という。）が、自校の生徒又は連携校など自校以外の高等学校等（以下「被提供校」という。）の生徒に対して、文理横断的な高度な学びをデジタルコンテンツにより提供するなどのオンデマンド配信による振り返りやより深い学びを享受するための機会を創出する。なおその際、自宅等学校以外からでも視聴可能とし、当該生徒が在籍する学校との「成績等の情報共有ができるような仕組み」の構築についても併せて調査研究を行うこととする。

② 連携している高等学校等との同時双方向型の合同授業の配信校としてのオンライン学習システムを開発し、オンライン授業による学習機会の創出

提供校が、その開発したカリキュラムによる授業を被提供校において適切に受け取ることができる環境の整備を行い、被提供校では受講できない教科・科目等の学びを享受するための機会を創出する。なおその際、自宅等学校以外からでも視聴可能とするとともに、単位認定の在り方についても併せて調査研究を行うこととする。

③ 大学と連携した大学教育の先取り履修に資する EdTech 等を活用したコンテンツを作成し、当該コンテンツによる学びの提供

高等学校等と連携している大学において、課題解決型プログラムとして大学の講座をオンラインコンテンツ化し、EdTech 等を活用して提供する仕組みを構築し、全国の高等学校等に対して、大学教育の先取り履修として学びの機会を提供する。なお、この場合における大学を「提供校」、当該学びを享受する高等学校等を「被提供校」とする。

(3) 提供校の対象

WWL 事業及び国の他の事業において、文理横断的な高度な学びに係る研究開発を実施している、または、研究開発期間を終了して実践している高等学校等とする。

※上記学校以外においては、学校設定科目等において文理横断的な科目を設定していること、また、文理コースを問わずに受講できる環境が整っていることを条件とする。なお、その場合、すでに自校内において実践していることを必須とする。

※調査研究の方法③の場合、課題解決型プログラムとしての講座をオンラインにより提供する大学

(4) 被提供校の対象

WWL事業における連携校や共同実施校など、提供校との間においてすでにカリキュラム上の連携が取れている高等学校等。

※これから連携する場合は、提供校との間でのコンテンツの共有や履修手続きがスムーズに実施されるよう連携強化に努めること。

※調査研究の方法③の場合、提供校としての大学との間において、大学教育の先取り履修の連携をしている高等学校等

4. 事業の申請者

提供校としての高等学校等設置者（国立学校にあっては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあっては当該学校を設置する地方公共団体又は公立大学法人、私立学校にあっては当該学校を設置する学校法人、株式会社立学校にあっては当該学校を設置する株式会社をいう。以下同じ。）を「実施機関」と称し、事業への申請は、実施機関が文部科学省宛てに行う。ただし、調査研究方法の③についてのみ、提供校としての大学設置者（国立大学にあっては当該大学を設置する国立大学法人、公立大学にあっては地方公共団体又は公立大学法人、私立大学にあっては当該大学を設置する学校法人）を「実施機関」として申請することも可能とする。

5. 申請要件

事業実施にあたり、実施機関においては、以下の要件を満たすこと。

- ① 提供校としての条件を満たす高等学校等又は大学の設置者であること。
- ② 提供校において、少なくとも1以上の被提供校とのカリキュラム上の連携を図ること。その際、コンテンツの共有や履修手続き等がスムーズとなるよう連携強化に努めること。
- ③ 提供するカリキュラムは文理横断的な教科・科目又は講座であること。また、文理コースを問わずに、オンラインで受講できる環境を構築すること。
- ④ 実施機関の下、提供校を中心として組織的に研究開発・実践に取り組む体制を整備すること。特に、提供校が国の他事業を実施することを希望する（または既に実施している）場合、複数の取組を実施するための体制の確認や調整を行うこと。
- ⑤ 本事業の実施に際し、専門的見地から指導・助言に当たる運営指導委員会や事業の実施状況を検証するための組織等を設置すること。
- ⑥ 提供校と被提供校における取組の成果について、他の高等学校等又は大学でも活用することができるようにホームページ等で公開すること。

6. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7. 事業期間、事業規模、採択予定件数、経費

(1) 事業期間

令和6年度～令和8年度の3ヶ年事業（予定）。ただし毎年度、事業の実施状況等について評価または確認等を行い、事業の継続の可否を判断するものとする。なお、契約の締結は年度毎に行うものとする。また、国の財政事情や事業の評価結果等により、当該事業期間を必ず保証するものではないことに留意すること。

(2) 事業規模

令和6年度の計画額の上限は、660万円程度。支援期間終了後の事業継続性確保の観点から令和7年度以降は590万円程度を上限とする予定。なお、採択する調査研究の実施内容、特に調査研究の方法①～③を複合的に実施する場合など、調査研究の内容等に鑑みて、採択する委託先ごとに、「9. 審査方法」に示す「WWLコンソーシアム構築支援事業企画評価会議（以下「企画評価会議」という。）において調整することもありうる。

※ただし、予算状況等によっては各年度の計画額の上限に変動が生じる可能性がある。

(3) 採択予定件数

1件（予定） 最終的な採択件数は企画評価会議が決定する。

(4) 経費

本事業に係る経費は、指定内定後、改めて別途提出を求める事業計画書（WWL〈ワールド・ワイド・ラーニング〉コンソーシアム構築支援事業〈個別最適な学習環境の構築のための委託事業〉委託要項（以下「委託要項」という。）5.（1））に基づき、文部科学省と実施機関がその計画について調整を行った上で委託契約を締結し、適当と考えられる経費に関して、初等中等教育振興事業委託費（WWL〈ワールド・ワイド・ラーニング〉コンソーシアム構築支援事業〈個別最適な学習環境の構築のための委託事業〉）により、文部科学省から措置を行う。

また、本事業において実施機関と提供校が、同時に他の国の事業を実施する場合には、同一の取組に対して複数の事業から経費を措置することはできないので、それぞれの事業の目的及び趣旨を適切に整理した上で計画することが必要となる。

なお、本事業において使用できる経費の種類は、「経費区分一覧表」のとおり。

＜経費区分一覧表＞

経費区分	内容例（事業に必要不可欠な経費のみ）	積算基礎・備考
1. 諸謝金	・ 外部有識者謝金 等	・ 都道府県等実施機関における基準単価。 ・ ただし、著しく高いものは不可。
2. 旅費	・ 外部有識者の旅費 ・ 教員等の連携交渉、複数校連携による生徒の学習活動・実習に係る費用（交通費、宿泊費） ・ オンライン授業を担当する教員が行う対面授業のために必要な費用	・ 都道府県・市町村等における旅費規程又は実費。 ・ 電車代はグリーン車不可、航空運賃はエコノミークラスのみ。 ・ 旅行先、泊数を明記。 ・ 意見交換のための旅費、視察のための旅費は対象外。
3. 借損料	・ 物品借料 ・ 会場借料（会議等の開催）	・ 市場の相場と比して著しく高いものは不可。
4. 会議費	・ 外部有識者の出席する会議開催等に伴うお茶代	・ 実費。 ・ 原則として実施機関の諸規則によるものとし、社会通念上常識的な範囲に限る。
5. 通信運搬費	・ はがき代／郵券代／郵便小包／電話代等	・ 実費。 ・ 市場の相場と比して著しく高いものは不可。 ・ 電話代等の通信費は、支出根拠が明確かつ本事業における使用分を分けることができる場合に限る。
6. 消耗品費	・ 用紙代 ・ 記録用 CD/DVD 等 ・ トナー代／インク代 ・ 遠隔授業に必要な教育用ソフト	・ 実費。 ・ 市場の相場と比して著しく高いものは不可。 ・ パソコン、タブレット PC、カメラの購入は不可（遠隔システム制御用 PC は除く。） （②参照）
7. 雑役務費	・ オンラインでの学習に必要な教育用ソフトのライセンス料、クラウドサービスの月額使用料 ・ コンテンツ開発料 ・ デジタル教科書購入代 ・ その他上記に属さない経費（振込手数料、保険料等）	・ 既存システム及びコンテンツやそのカスタマイズに係る費用も含む。 ・ 必要最小限とする。 ・ 雑役務費における業務委託は、本事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務に限る。 ・ 支出の詳細が分かるようにすること。
	・ 報告書作成費	・ 実費。 ・ 市場の相場と比して著しく高いものは不可。 ・ 用紙代は消耗品費に計上。 ・ 部数は常識的な範囲に限る。
8. 人件費	・ コンテンツ開発等に係るアドバイザー ・ オンライン授業等に係る補助員 ・ カリキュラムアドバイザー ・ 事務補助員	・ 実施機関又は提供校において雇用（非常勤）
9. 設備備品費	・ オンラインで学習できるシステムに必要な機器、什器（事業に係る新規に限る）※配信側に限ることとし、配信校1校につき1セットまで	・ 単価 10 万円以上かつ耐用年数 1 年以上のもの。（②参照）
10. 消費税相当額	・ 人件費等の不課税経費及び免税事業者との取引に係るインボイス影響額（該ある場合）	・ 課税事業者の場合、左記に係る消費税相当額（10%）を別途計上
11. 一般管理費	・ 当該事業分として経費の算定が難しい光熱水料等に係る経費	・ 事業の直接経費（1 諸謝金～10 消費税相当額）に一定の率（一般管理費率）を乗じて算定した額（10%を上限） ・ 地方公共団体以外が申請する場合に限る。
12. 再委託費		・ 再委託が合理的であると認められた場合のみ一部可

① 人件費について

(i) コンテンツ開発等に係るアドバイザー

a. 趣旨

本事業の目的を達成するため、オンラインで学習するシステム開発に関する知見を有する人材。コンテンツ開発や利用に関し教職員の指導・研修等を担当する。

(ii) オンライン授業等に係る補助員

a. 趣旨

本事業の目的を達成するため、オンライン授業を行う際の事前準備や授業実施における補助的な役割を担う。

(iii) カリキュラムアドバイザー

a. 趣旨

本事業の目的を達成するため、提供校と被提供校が協働し、オンライン授業によるカリキュラムの調整及び単位認定等の学校間連携や大学との先取り履修に係る調整など、主に高等学校等におけるカリキュラムの調整を行う。

(iv) 事務補助員

a. 趣旨

本事業の目的を達成するため、実施機関・提供校における事務作業（経理事務補助、資料作成・整理等）の負担軽減を図る。

(i) ~ (iv)

b. 勤務形態等

実施機関又は提供校が非常勤職員等として任用。任用の手続き及び報酬の支給等は実施機関又は提供校が行う。なお、報酬（年額）の上限については、(i) コンテンツ開発等に係るアドバイザー及び(iii) カリキュラムアドバイザーは380万円、(ii) オンライン授業等に係る補助員及び(iv) 事務補助員は160万円とする。

<留意事項>

a. 上限額には、社会保険（事業主負担分を含む）・労災保険・健康保険、通勤費等を含む。

b. 実施機関・提供校が独自に負担することにより、複数名を雇用することも可能。

② 設備備品費について

本事業において、オンライン学習実施のために新たに設置する設備備品（単価が10万円以上でかつ耐用年数が1年以上のものに限る。）のうち、次の遠隔機器に限り計上を可能とする。

(i) オンライン学習実施のために設置する設備（事業に係わるものかつ新規に限る）

遠隔機器とは原則、以下の設備備品とします。

【配信側に限る（1校につき1セットまで）】

機器	個数	備考
遠隔会議システム	1	マイク（1）、スピーカー（1）、カメラ（1）、制御用PC（1）を含む。
大型提示装置	1	プロジェクターとスクリーンのセットに変更することができる。
マイク（ヘッドフォンマイク含む）、スピーカー、カメラ	1	遠隔授業システムに附属して整備するものに追加して必要な場合に限る。
什器	必要最小限度とする	遠隔授業システム、大型提示装置等の設置に必要な最小限度の什器に限る

(ii) (i) であっても学校が保有している設備で対応できるものは対象外とします。

(iii) 設備場所に設備を備え付けるための工事費及び運搬費、初期設定費や操作指導料については対象外とします。（実施機関負担）

(iv) 設備場所や設備環境の整備に係る経費は対象外とします。（実施機関負担）

(v) 設備の保守やメンテナンスに係る経費は対象外とします。（実施機関負担）

③ 消費税相当額について

文部科学省において実施されている委託業務は、「役務の提供」（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第12号）に該当することから、原則として業務経費の全体が課税対象とします。したがって、積算した業務経費全体に消費税相当額を計上することとします。ただし、消費税込みの金額となっている経費には消費税が既に含まれており、消費税相当額を別途計上すると二重計上となるため注意が必要。

委託金額の積算に当たっては、課税事業者と免税事業者とでは次に掲げるとおり取扱いが異なるため、下記の「課税対象表」を参照の上、適切な消費税額を計上。

(i) 課税事業者の場合（私立学校・国立大学法人等）

事業実施過程で取引の際に消費税を課税することとなっている経費（以下「課税対象経費」という。）は消費税額を含めた金額を計上し、課税対象経費以外の経費（不課税経費）は消費税相当額を別途計上。

(ii) 免税事業者の場合（地方公共団体・教育委員会）

消費税を納める義務を免除されているので、課税対象経費分のみ消費税額を含めた金額とします。（不課税経費に対し消費税相当額を別途計上しません。）

種別	内訳等	対象	注意事項等
人件費		不課税	消費税相当額算出 ※給与として交通費を含めている場合交通費は消費税込みなので留意
諸謝金		課税対象	※委託先の基準により、税込金額か税別金額か取扱が異なるので要確認。給与として支給される場合は人件費と同様。
旅費（国内）	日当・宿泊費・運賃	課税対象	通常は税込金額
借損料		課税対象	
消耗品費		課税対象	
会議費		課税対象	
通信運搬費		課税対象	切手は税込金額
雑役務費		課税対象	
設備備品費		課税対象	

④ 委託費の対象外となる取組について

(i) 本事業の趣旨・目的に照らして関連性の不明確な取組

オンラインで学習できる仕組みの開発に関連しない取組については対象外とします。

(ii) 環境整備

オンライン学習システムのうち、GIGAスクール構想や地方財政措置されているICT機器については、対象外とします。（公募要領7（4）②参照）

また、オンライン学習システム配信用PC以外のPC（タブレットPCを含む。）は、対象外とします。

(iii) 個人の取組

- a. 生徒、教職員が個人として、研修の受講やコンクールへの参加などを行う場合、受講料・参加費・旅費は対象外とします。
- b. 学会、団体や協会等に会員として登録する場合の登録費、入会金、年会費等は対象外とします。
- c. 外部有識者が出席する会議の開催に必要なお茶代（菓子等は含まない。）等を除き、飲食費は対象外とします。
- d. 教育職員免許状の授与申請に係る手数料は、結果として個人の利益に属するため、委託費の対象外とします。

(iv) 教員研修、視察のための旅費

本事業実施にあたり、提供校又は被提供校の教職員を対象に実施する研修会に提供校又は被提供校以外の教職員が参加するための旅費や、視察するための旅費は対象外とします。

8. オンライン授業実施に係る特例

指定された個別最適な学習の構築のための委託事業の被提供校において、新しく開発されたコンテンツを利用したオンライン学習による調査研究を行う場合にあっては、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について」（平成 27 年 4 月 24 日付 27 文科初第 289 号 初等中等教育局長通知）により、受信教室に当該高等学校等の教員を配置すべきこととされている教員を配置せずに実習助手や学習支援員等の教員以外の当該高等学校等の職員を配置することもできることとする。

この場合、実習助手や学習支援員等の職員は、受信教室が置かれる高等学校等の責任において安全管理や、遠隔授業に係る機器に不具合が生じた場合の対応、学習支援等の対応を行う必要があるため、当該職員については高等学校等の校長の指揮監督下にあることが必要となることに留意すること。

また、本事業を進めるにあたって、提供校又は被提供校において学習指導要領によらない特別な教育課程の編成が必要となる場合には、構想計画書にその旨記載すること。

9. 審査方法及び審査結果の通知

(1) 審査手順

本委託事業の採択のための審査は、企画評価会議において行う。審査方法については、別添「審査基準」のとおり。提出された申請書類に基づく企画評価会議書面審査部会による書面審査の上、企画評価会議での合議審査により採択する実施機関等を決定する。なお、本委託事業に関する審査は 2 月下旬頃から行う予定。3 月末日までにすべての提案者に選定結果を通知する。

(2) 企画評価会議による意見

採択にあたっては、企画評価会議における審議を踏まえ、構想計画書に対して意見又は条件を付すことがある。

10. 申請希望調書の提出

申請数を把握し円滑な審査を実施するため、申請を希望する者は、令和 6 年 2 月 14 日（水）12 時までに、電子メールにより、b-wwl@mext.go.jp まで（別紙様式 1）申請希望調書の正本（PDF 形式）と副本（Excel 形式）を提出すること。（提出は任意）

11. 構想計画書の提出

(1) 提出書類

① 構想計画の概要が分かるビジュアル資料（PPT 形式・横 1 枚）

② （別紙様式 2）構想計画書

③ （別紙様式 3-1・3-2・3-3）所要経費等

※（別紙様式 3-2）再委託先所要経費と（別紙様式 3-3）再委託申請書は、再委託を行う場合のみ記入

④ （別紙様式 4）担当者名簿

⑤ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し

⑥ （別紙様式 5）誓約書

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、構想計画書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の(別紙様式5)誓約書を提出すること。また、構想計画書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
 - (2) 誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の構想計画は無効とする。
 - (3) 前2項は、地方公共団体、独立行政法人、又は国立大学法人には適用しない。
- ⑦ 提供校の概要が分かる資料(様式自由)、学校パンフレット等

(2) 提出方法

本事業の趣旨及び目的等を十分に踏まえて、所定の様式(別紙様式2~5)を以下の文部科学省のホームページからダウンロードのうえ提出書類を作成してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kai/kaku/1412062.htm

提出書類は、正本と副本を電子メールにて b-wwl@mext.go.jp まで提出すること。

正本：PDF形式(①~⑦の全ての提出資料を順番に並べ1つのファイルとする)

副本：Word、Excel、PowerPoint形式(個々のファイル)

(3) 提出期限

令和6年2月26日(月)正午必着(提出期限厳守)

※データを送信した書類については、送信時に提出されたものとみなす。

※提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは認めない。

※電子メールでの構想計画書等の提出後、文部科学省より受領確認の返信メールを送りますので、必ず当該メールの受信を確認してください。

(4) 留意事項

- ① 構想計画書等の作成費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とします。また、提出された申請書類については、返却しません。
- ② 事故等による申請書類やメールの不達については、文部科学省は一切責任を負いません。
- ③ 提出された書類については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合でも、差し替えや訂正は認めません。また、期限後の提出及び期限後の差し替えや訂正も認めません。
- ④ 申請書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査対象とされないこともあります。
- ⑤ 提出された申請書類は、申請者の利益の維持、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、企画評価会議において審査などの資料として使用しますが、その他目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守されます。詳しくは、文部科学省「個人情報保護」WEBサイトを御覧ください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm

1 2. 契約締結に関する取り決め

(1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が事業計画書と所要経費等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要な経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する所要経費とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消し、契約締結を行わないこととなるのでその点についても承知しておくこと。

(2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。

また、契約締結以前に採択者が要した経費について、国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

1 3. スケジュール

下記は、現時点のスケジュールであり、申請件数によっては、審査期間の延長により予定が後ろ倒しになる可能性がある。

令和6年	1月31日		公募開始
	2月14日	12:00	申請希望調書の提出締切（別紙様式1）
	2月26日	12:00	構想計画書等の提出締切（別紙様式2～6）
	2月下旬～		書面審査
	3月下旬～		合議審査
	3月下旬		審査結果の通知及び採択
	4月～5月		事業計画の確認・確定
	6月下旬		契約締結

※契約締結後に生じた経費のみが委託経費の対象となるので、構想計画書等の作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

1 4. その他

- (1) 採択件数は現時点の予定であり増減する可能性がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (2) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (3) 事業実施にあたっては、契約書及び事業計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など事業計画書に記載した事項について、認定

の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。

- (4) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (5) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。
- (6) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。事業計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

〔契約締結にあたり必要となる書類〕

- ・ 事業計画書（所要経費内訳または参考見積書を含む）
 - ・ 構想計画の概要が分かるビジュアル資料
 - ・ 所要経費内訳
 - ・ 所要経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
 - ・ 再委託に係る所要経費内訳（必要な場合のみ）
 - ・ 別紙（銀行口座情報）
- (7) この公募要領に記載されていない事項、または本公募要領について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。
 - (8) 本事業による成果については、国民・社会に対する説明責任を果たすとともに、成果の幅広い普及の観点から、ホームページでの公表等により他の高等学校等に対する情報提供を行う。
 - (9) この公募は、令和6年度予算成立後に直ちに事業を開始できるよう、本予算成立前に始める公募であることから、国会における本予算成立までの間、当該事業の実施の可否や事業内容・規模、事業開始時期等に変更が生じる可能性があること、並びに本事業は本予算成立後でなければ開始することができないことに留意してください。

15. 問い合わせ先

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付改革推進係
電話：03-5253-4111（内線 2022）